



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
< 臨時特別号 >

目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市市税条例等の一部を改正する条例	行財政局税務部税制企画課	1
条例	神戸市立図書館条例の一部を改正する条例	文化スポーツ局中央図書館総務課	18
条例	神戸市国民健康保険条例及び神戸市国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	福祉局国保年金医療課	22
条例	神戸市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例	福祉局高齢福祉課	31
条例	神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例	建築住宅局建築指導部 建築安全課	34
条例	神戸市空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例	建築住宅局建築指導部 安全対策課	40

令和6年5月27日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

神戸市市税条例等の一部を改正する条例

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例

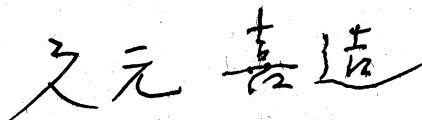
神戸市国民健康保険条例及び神戸市国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

神戸市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例

神戸市空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

令和6年5月31日

神戸市長 

神戸市市税条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第1号

神戸市市税条例等の一部を改正する条例

第1条 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（固定資産税の課税標準の特例）	（固定資産税の課税標準の特例）
第36条の3 [略]	第36条の3 [略]
2～6 [略]	2～6 [略]
7 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、 <u>同項第2号に規定する条例で定める割合は7分の6とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第4号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u>	7 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、 <u>同項第2号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u>

<p>8、9 [略]</p> <p><u>10 法附則第15条第38項に規定する条</u> <u>例で定める割合は、3分の1とす</u> <u>る。</u></p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払 つた場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条の4 法附則<u>第4条の5第3項</u> の規定により読み替えて適用する法 第314条の2第1項第2号の規定に よる控除については、法附則<u>第4条</u> <u>の5第3項</u>及び第4項に定めるとこ ろによる。</p>	<p>8、9 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払 つた場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条の4 法附則<u>第4条の4第3項</u> の規定により読み替えて適用する法 第314条の2第1項第2号の規定に よる控除については、法附則<u>第4条</u> <u>の4第3項</u>及び第4項に定めるとこ ろによる。</p>
---	---

第2条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p>(軽自動車等の売主の第2次納税義務の免除)</p> <p>第69条の2 軽自動車等の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該軽自動車等の売主が</p>	<p>(軽自動車等の売主の第2次納税義務の免除)</p> <p>第69条の2 軽自動車等の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該軽自動車等の売主が</p>

当該軽自動車等の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたと認められるときは、当該受け取ることができなくなつたと認められる額を限度として、当該軽自動車等の売主の法第11条の10第1項の規定による第2次納税義務に係る徴収金の納付の義務を免除する。

2 [略]

附 則

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第23条の3 附則第4条第1項の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者(平成22年1月1日から平成23年3月11日までの間に法附則第4条第1項第1号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日までの期間(以下この項において「取得期間」という。)内に取得(同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をすることが困難となつた場合において、当該

当該軽自動車等の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたと認められるときは、当該受け取ることができなくなつたと認められる額を限度として、当該軽自動車等の売主の法第11条の9第1項の規定による第2次納税義務に係る徴収金の納付の義務を免除する。

2 [略]

附 則

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第23条の3 附則第4条第1項の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者(平成22年1月1日から平成23年3月11日までの間に法附則第4条第1項第1号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日までの期間(以下この項において「取得期間」という。)内に取得(同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をすることが困難となつた場合において、当該

取得期間の初日から当該取得期間を経過した日以後2年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところにより市長の承認を受けたとき（震災特例法第12条第2項の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から当該政令で定める日までの期間を取得期間とみなして、附則第4条の規定を適用する。

2 [略]

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第24条 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
附則第4条の5の2	租税特別措置法第41	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の

取得期間の初日から当該取得期間を経過した日以後2年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところにより市長の承認を受けたとき（震災特例法第12条の2第2項の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から当該政令で定める日までの期間を取得期間とみなして、附則第4条の規定を適用する。

2 [略]

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第24条 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
附則第4条の5の2	租税特別措置法第41	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の

に規定する法附則第5条の4の2第5項第1号	条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで若しくは第41条の2	臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
[略]	[略]	[略]

2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定す

に規定する法附則第5条の4の2第5項第1号	条第2項から第5項まで若しくは第10項から第19項まで若しくは第41条の2	臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第19項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
[略]	[略]	[略]

2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第4項まで若しくは第6項から第10項までの規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定す

る法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2第7項は適用しない。

附則第4条の5に規定する法附則第5条の4第6項第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第10項まで
	[略]	[略]
これらの規定		租税特別措置法第41条第2項か

る法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2第7項は適用しない。

附則第4条の5に規定する法附則第5条の4第6項第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第9項まで
	[略]	[略]
これらの規定		租税特別措置法第41条第2項か

		ら第4項まで若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第10項までの規定			ら第4項まで若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第9項までの規定
	[略]	[略]		[略]	[略]
附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2	[略]	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の	附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2	[略]	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の

第 5 項 第 1 号	被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に關す る法律第13条第 3項若しくは第 4項若しくは第 13条の2第1項 から <u>第5項まで</u> <u>若しくは第7項</u> から第11項まで	第 5 項 第 1 号	被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に關す る法律第13条第 3項若しくは第 4項若しくは第 13条の2第1項 から <u>第4項まで</u> <u>若しくは第6項</u> から第10項まで
3 [略]	3 [略]		

第 3 条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第 3 条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び第 3 条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第 3 条による改正後	第 3 条による改正前
(市民税に関する用語の意義) 第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(市民税に関する用語の意義) 第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

をいう。

ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（各対象会計年度（法人税法第15条の2に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額（同法第82条の2第1項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条（租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を

をいう。

ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（各対象会計年度（法人税法第15条の2に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額（同法第82条の2第1項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条（租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を

む。)及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12の7(第1項から第3項まで、第13項から第15項まで及び第23項を除く。)、第66条の7(第2項、第6項及び第10項から第13項までを除く。)及び第66条の9の3(第2項、第5項及び第9項から第12項までを除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

イ 外国法人 次に掲げる国内源

む。)及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12の7(第1項から第3項まで、第7項から第9項まで及び第12項を除く。)、第66条の7(第2項、第6項及び第10項から第13項までを除く。)及び第66条の9の3(第2項、第5項及び第9項から第12項までを除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

イ 外国法人 次に掲げる国内源

泉所得の区分ごとに、法人税法
その他の法人税に関する法令の
規定により計算した法人税額
で、法人税法第144条（租税特
別措置法第9条の3の2第7
項、第41条の9第4項、第41条
の12第4項、第41条の12の2第
7項及び第41条の22第2項の規
定により読み替えて適用する場
合を含む。）において準用する
法人税法第68条（租税特別措
置法第9条の3の2第7項、第41
条の9第4項、第41条の12第4
項及び第41条の12の2第7項の
規定により読み替えて適用する
場合を含む。）、第144条の2
及び第144条の2の2（租税特
別措置法第9条の3の2第7
項、第9条の6第4項、第9条
の6の2第4項、第9条の6の
3第4項及び第9条の6の4第
4項の規定により読み替えて適
用する場合を含む。）並びに租
税特別措置法第42条の4、第42
条の10（第1項、第3項、第4
項及び第7項を除く。）、第42
条の11（第1項、第3項から第
5項まで及び第8項を除

泉所得の区分ごとに、法人税法
その他の法人税に関する法令の
規定により計算した法人税額
で、法人税法第144条（租税特
別措置法第9条の3の2第7
項、第41条の9第4項、第41条
の12第4項、第41条の12の2第
7項及び第41条の22第2項の規
定により読み替えて適用する場
合を含む。）において準用する
法人税法第68条（租税特別措
置法第9条の3の2第7項、第41
条の9第4項、第41条の12第4
項及び第41条の12の2第7項の
規定により読み替えて適用する
場合を含む。）、第144条の2
及び第144条の2の2（租税特
別措置法第9条の3の2第7
項、第9条の6第4項、第9条
の6の2第4項、第9条の6の
3第4項及び第9条の6の4第
4項の規定により読み替えて適
用する場合を含む。）並びに租
税特別措置法第42条の4、第42
条の10（第1項、第3項、第4
項及び第7項を除く。）、第42
条の11（第1項、第3項から第
5項まで及び第8項を除

<p>く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)及び第42条の12の7(第1項から第3項まで、<u>第13項から第15項まで及び第23項</u>を除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(4の2)～(15) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)及び第42条の12の7(第1項から第3項まで、<u>第7項から第9項まで及び第12項</u>を除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(4の2)～(15) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
--	--

第4条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第4条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第4条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第4条による改正後	第4条による改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第23条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の8に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の8に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第21条（第1項を除く。第4項において同じ。）及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) <u>所得税法第78条第2項第2号</u>か</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第23条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の8に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の8に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第21条（第1項を除く。第4項において同じ。）及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) <u>所得税法第78条第2項第2号</u>及</p>

ら第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に事務所その他活動の拠点を有するもの（市長が指定するものに限る。）
に対して行うもの

2～6 [略]

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第3条の2の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第12項まで及び第13項（同条第14項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第13項までの規定

び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に事務所その他活動の拠点を有するもの（市長が指定するものに限る。）
に対して行うもの

2～6 [略]

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第3条の2の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第11項までの規定

により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。	により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。
---	---

(市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 神戸市市税条例の一部を改正する条例(平成19年7月条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(信託法の制定に伴う市民税に関する経過措置)</p> <p>3 新条例第8条、第11条、第18条、第19条第1項、第6項、第9項及び第10項、第19条の3、第29条、第29条の2並びに第30条の3の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたもの)に限り、信託法の施行に伴う関係</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(信託法の制定に伴う市民税に関する経過措置)</p> <p>3 新条例第8条、第11条、第18条、第19条第1項、第6項、第9項及び第10項、第19条の3、第29条、第29条の2並びに第30条の3の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたもの)に限り、信託法の施行に伴う関係</p>

法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項の規定により同項に規定する公益信託とされた信託を除く。）については、この項から第5項までに別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、この項から第5項までに別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条 令和7年1月1日

(2) 第3条及び附則第2条の規定 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第号）の施行の日

(3) 第4条及び附則第3条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(4) 第5条の規定 公益信託に関する法律の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第3条の規定による改正後の神戸市市税条例第18条第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の市民税について適用する。

第3条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における第4条の規定による改正後の神戸市市税条例第23条の2第1項の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の神戸市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された第1条の規定による改正前の神戸市市税条例第36条の3第7項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第2号

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例

神戸市立図書館条例（昭和25年10月条例第206号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
(名称及び位置)	(名称及び位置)																
第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立垂水図書館</td> <td style="text-align: center;"><u>神戸市垂水区日向1丁目4番2号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立垂水図書館	<u>神戸市垂水区日向1丁目4番2号</u>	[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立垂水図書館</td> <td style="text-align: center;"><u>神戸市垂水区日向1丁目5番1号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立垂水図書館	<u>神戸市垂水区日向1丁目5番1号</u>	[略]	[略]
名称	位置																
[略]	[略]																
神戸市立垂水図書館	<u>神戸市垂水区日向1丁目4番2号</u>																
[略]	[略]																
名称	位置																
[略]	[略]																
神戸市立垂水図書館	<u>神戸市垂水区日向1丁目5番1号</u>																
[略]	[略]																
<u>(駐輪場の利用料金)</u>																	
第4条 <u>図書館（神戸市立垂水図書館に限る。）の駐輪場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を</u>																	

指定管理者の収入として収受させる。

2 前項の駐輪場を使用する者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公表するものとする。

4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

5 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

第5条～第8条 [略]

(指定管理者の指定等)

第9条 [略]

2 [略]

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第5条及び第6条第6号の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第9条第1項に規定する指

第4条～第7条 [略]

(指定管理者の指定等)

第8条 [略]

2 [略]

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条及び第5条第6号の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第8条第1項に規定する指

定管理者」とする。

第10条 [略]

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和25年7月30日から適用する。

(指定管理者不在等期間の使用料)

2 市長は、市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第4条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。

3 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第4条第4項の基準により全部若しくは一部を返還し、又は減額若しくは免除をすることができる。

別表（第4条関係）

区分	金額
自転車	1日1回につき100円

定管理者」とする。

第9条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和25年7月30日から適用する。

この条例施行の際、現に神戸市生田区楠町7丁目2番地にある神戸市立図書館は、この条例によつて設置されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年5月31日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の神戸市立図書館条例（以下この項において「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立垂水図書館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

神戸市国民健康保険条例及び神戸市国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第3号

神戸市国民健康保険条例及び神戸市国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(国民健康保険条例の一部改正)

第1条 神戸市国民健康保険条例(昭和35年10月条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1～3 [略]	1～3 [略]
(平成30年度から令和6年度までの各年度分に係る所得割額の算定の特例)	(平成30年度以後の年度分に係る所得割額の算定の特例)
4 <u>平成30年度から令和6年度までの各年度分</u> の保険料の賦課に関して	4 <u>平成30年度以後の年度分</u> の保険料の賦課に関しては、 <u>当分の間</u> 、次に掲

は、次に掲げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)」とあるのは、
 「平成30年度から令和6年度までの各年度分の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる一般被保険者の区分に応じ当該各号に定める額(2以上の区分に該当する場合にあつては、その合計額)を控除した額。以下「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」という。)」とする。

(1)～(3) [略]

5 [略]

(平成30年度から令和6年度までの各年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

6 賦課期日の属する年度の前年の12月31日において19歳未満であつて、かつ、賦課期日において同一の世帯に属する被保険者を有する世帯に係る平成30年度から令和6年度までの各年度分に係る第13条の所得割額は、附則第4項の規定により読み替えられた第14条の規定により算定した所得割額(以下この項において「読

げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)」とあるのは、「(平成30年度以後の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる一般被保険者の区分に応じ当該各号に定める額(2以上の区分に該当する場合にあつては、その合計額)を控除した額。以下「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」という。)」とする。

(1)～(3) [略]

5 [略]

(平成30年度以後の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

6 賦課期日の属する年度の前年の12月31日において19歳未満であつて、かつ、賦課期日において同一の世帯に属する被保険者を有する世帯に係る平成30年度以後の年度分に係る第13条の所得割額は、附則第4項の規定により読み替えられた第14条の規定により算定した所得割額(以下この項において「読替え後の所得割額」

替え後の所得割額」という。) から当該被保険者一人につき33万円に第15条第1項第1号に規定する保険料率を乗じた金額 (以下この項において「特例控除額」という。) を控除して算定した額 (特例控除額が読替え後の所得割額を超える場合にあつては、0円) とする。

(令和7年度から令和11年度までの各年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和7年度から令和11年度までの各年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に、各年度に応ずる附則第13項の表に掲げる割合 (以下「調整割合」という。) を乗じて得た額 (10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額。以下「基礎賦課額調整額」という。) を控除して算定した額とする。

(1) 第13条の基礎賦課額

(2) 附則第4項及び前項に規定する算定の特例を受ける者について当該年度分に適用して算定した場合における基礎賦課額に相当する額 (第15条の5に規定する基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎

という。) から当該被保険者一人につき33万円に第15条第1項第1号に規定する保険料率を乗じた金額 (以下この項において「特例控除額」という。) を控除して算定した額 (特例控除額が読替え後の所得割額を超える場合にあつては、0円) とする。

(令和5年度の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和5年度の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の10を乗じて得た額 (10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額) (以下「基礎賦課額調整額」という。) を控除して算定した額 (第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額) とする。

(1) 第13条の基礎賦課額

(2) 所得割に係る保険料率を100分の10.27、被保険者均等割に係る額を23,330円及び世帯別平等割に係る額を24,790円として神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (平成30年3月条例第31号。以下

賦課限度額)

(平成30年度から令和6年度までの各年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定の特例)

- 8 賦課期日の属する年度の前年の12月31日において19歳未満であつて、かつ、賦課期日において同一の世帯に属する被保険者を有する世帯に係る平成30年度から令和6年度までの各年度分に係る第15条の7の所得割額は、附則第5項の規定により読み替えられた第15条の8の規定により算定した所得割額（以下この項において「読替え後の所得割額」という。）から当該被保険者1人につき33万円に第15条の10第1号に規定する保険料率を乗じた金額（以下この項において「特例控除額」という。）を控除

「改正条例」という。）による改正前の神戸市国民健康保険条例（以下「旧条例」という。）第14条及び第14条の2の規定により算定した基礎賦課額に相当する額（神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年3月条例第58号）による改正後の第15条の5に規定する基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額)

(平成30年度以後の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定の特例)

- 8 賦課期日の属する年度の前年の12月31日において19歳未満であつて、かつ、賦課期日において同一の世帯に属する被保険者を有する世帯に係る平成30年度以後の年度分に係る第15条の7の所得割額は、附則第5項の規定により読み替えられた第15条の8の規定により算定した所得割額（以下この項において「読替え後の所得割額」という。）から当該被保険者1人につき33万円に第15条の10第1号に規定する保険料率を乗じた金額（以下この項において「特例控除額」という。）を控除して算定した額

して算定した額（特例控除額が読替え後の所得割額を超える場合にあつては、0円）とする。

（令和7年度から令和11年度までの各年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例）

9 令和7年度から令和11年度までの各年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に、調整割合を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額。以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。）を控除して算定した額とする。

(1) 第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額

(2) 附則第4項及び前項に規定する所得割額の算定の特例を受ける者について当該年度分に適用して算定した場合における後期高齢者支援金等賦課額に相当する額（第15条の14に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額を超える場合は、当該後期高齢者支援金等賦課限度額）

（特例控除額が読替え後の所得割額を超える場合にあつては、0円）とする。

（令和5年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例）

9 令和5年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1) 第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額

(2) 所得割に係る保険料率を100分の3.12、被保険者均等割に係る額を7,300円及び世帯別平等割に係る額を7,760円として旧条例第15条の8及び第15条の9の規定により算定した後期高齢者支援金等賦課額に相当する額（改正条例による改正後の第15条の14に規定する後期高齢者支援金賦課限度額を超

(平成30年度から令和6年度までの各年度分)に係る保険料の介護納付金賦課額の所得割額の算定の特例)

- 10 賦課期日の属する年度の前年の12月31日において19歳未満であつて、かつ、賦課期日において同一の世帯に属する被保険者を有する世帯に係る平成30年度から令和6年度までの各年度分に係る第15条の16の所得割額は、附則第5項の規定により読み替えられた第15条の17の規定により算定した所得割額（以下この項において「読み替え後の所得割額」という。）から当該被保険者1人につき33万円に第15条の19第1号に規定する保険料率を乗じた金額（以下この項において「特例控除額」という。）を控除して算定した額（特例控除額が読み替え後の所得割額を超える場合にあつては、0円）とする。

(令和7年度から令和11年度までの各年度分)に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

- 11 令和7年度から令和11年度までの各年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額

える場合は、当該後期高齢者支援金等賦課限度額)

(平成30年度以後の年度分)に係る保険料の介護納付金賦課額の所得割額の算定の特例)

- 10 賦課期日の属する年度の前年の12月31日において19歳未満であつて、かつ、賦課期日において同一の世帯に属する被保険者を有する世帯に係る平成30年度以後の年度分に係る第15条の16の所得割額は、附則第5項の規定により読み替えられた第15条の17の規定により算定した所得割額（以下この項において「読み替え後の所得割額」という。）から当該被保険者1人につき33万円に第15条の19第1号に規定する保険料率を乗じた金額（以下この項において「特例控除額」という。）を控除して算定した額（特例控除額が読み替え後の所得割額を超える場合にあつては、0円）とする。

(令和5年度の年度分)に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

- 11 令和5年度の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額

と第2号に規定する額との差額に、調整割合を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額。以下「介護納付金賦課額調整額」という。）を控除して算定した額とする。

(1) 第15条の16の介護納付金賦課額

(2) 附則第4項及び前項に規定する所得割額の算定の特例を受ける者について当該年度分に適用して算定した場合における介護納付金賦課額に相当する額（第15条の20に規定する介護納付金賦課限度額を超える場合は、当該介護納付金賦課限度額）

12 [略]

（令和7年度から令和11年度までの各年度分に係る保険料の算定の特例割合）

13 附則第7項、附則第9項及び附則

第11項の規定における、令和7年度から令和11年度までの各年度におけ

との差額に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「介護納付金賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1) 第15条の17の介護納付金賦課額

(2) 所得割に係る保険料率を100分の3.23、被保険者均等割に係る額を7,940円及び世帯別平等割に係る額を6,290円として旧条例第15条の17及び第15条の18の規定により算定した介護納付金賦課額に相当する額（神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年3月条例第58号）による改正後の第15条の20に規定する介護納付金賦課限度額を超える場合は、当該介護納付金賦課限度額）

12 [略]

る保険料の調整割合は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合とする。

令和7年度	100分の84
令和8年度	100分の67
令和9年度	100分の50
令和10年度	100分の34
令和11年度	100分の17

(国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第2条 神戸市国民健康保険財政安定化基金条例(平成9年3月条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>国民健康保険事業の健全な運営に資するため</u>、神戸市国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>経済事情の急激な変動等により本市の国民健康保険事業に要する費用の財源が不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるため</u>、神戸市国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和7年度以降の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

神戸市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第4号

神戸市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例

第1条 神戸市立老人福祉施設条例（昭和38年10月条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(使用料及び利用料金)</p> <p>第8条 軽費老人ホーム（指定管理施設を除く。）の入所者は、<u>厚生労働大臣が定める基準</u>の範囲内において規則で定める額並びに冷房費、暖房費並びに電気及び水道の料金として規則で定める額の合計額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の軽費老人ホームを利用する者は、<u>厚生労働大臣が定める基準</u>の範囲内においてあらかじめ市長の承</p>	<p style="text-align: center;">(使用料及び利用料金)</p> <p>第8条 軽費老人ホーム（指定管理施設を除く。）の入所者は、<u>1人月額141,410円</u>の範囲内において規則で定める額並びに冷房費、暖房費並びに電気及び水道の料金として規則で定める額の合計額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の軽費老人ホームを利用する者は、<u>1人月額141,410円</u>の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て</p>

認を得て指定管理者が定める額並びに冷房費、暖房費並びに電気及び水道の料金としてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の合計額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

指定管理者が定める額並びに冷房費、暖房費並びに電気及び水道の料金としてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の合計額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

第2条 神戸市立老人福祉施設条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第8条</p>	<p>(使用料及び利用料金)</p> <p>第8条 <u>軽費老人ホーム（指定管理施設を除く。）の入所者は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内において規則で定める額並びに冷房費、暖房費並びに電気及び水道の料金として規則で定める額の合計額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その徴収を猶予することができる。</u></p> <p>3 <u>市長は、特別の事情があると認め</u></p>

軽費老人ホームの指定管理者（以下この条において単に「指定管理者」という。）に当該軽費老人ホームの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

2～5 [略]

別表（第3条関係）

種類	名称	位置
養護老人ホーム	神戸市立和光園	神戸市須磨区養老町1丁目8番30号
軽費老人ホーム	神戸市立ケアハウス松寿園	神戸市長田区丸山町2丁目3番17号

るときは、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

4 軽費老人ホームの指定管理者（以下この条において単に「指定管理者」という。）に当該軽費老人ホームの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

5～8 [略]

別表（第3条関係）

種類	名称	位置
養護老人ホーム	神戸市立和光園	神戸市須磨区養老町1丁目8番30号
軽費老人ホーム	神戸市立ケアハウス松寿園	神戸市長田区丸山町2丁目3番17号
	神戸市立ケアハウス和光園	神戸市須磨区養老町1丁目8番30号

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は令和6年8月1日から施行する。

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第5号

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成6年3月条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（建築物の用途の制限の緩和）</p> <p>第32条の2 [略]</p> <p><u>2 王子公園地区地区整備計画区域内</u> <u>のスポーツ・レクリエーション地区</u> <u>においては、法第48条各項の規定に</u> <u>かかわらず、次の各号に掲げる用途</u> <u>に供する建築物を建築することがで</u> <u>きる。</u></p> <p><u>(1) 観覧場の用途に供する建築物で</u> <u>その客席部分の床面積の合計が1</u></p>	<p style="text-align: center;">（建築物の用途の制限の緩和）</p> <p>第32条の2 [略]</p>

万平方メートル以下であるもの

(2) 法別表第2(へ)項第4号に掲げる建築物

別表第1 (第21条関係)

(1) 地区計画の区域

	区域
[略]	[略]
(61)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画須磨北町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（ <u>本則及び次表</u> において「須磨北町地区地区整備計画区域」という。）
[略]	[略]
(65)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画ポートアイランド南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（ <u>本則及び次表</u> において「ポートアイランド南地区地区整備計画区域」という。）
[略]	[略]

別表第1 (第21条関係)

(1) 地区計画の区域

	区域
[略]	[略]
(61)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画須磨北町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（次表において「須磨北町地区地区整備計画区域」という。）
[略]	[略]
(65)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画ポートアイランド南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（次表において「ポートアイランド南地区地区整備計画区域」という。）
[略]	[略]

(71)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画深江駅南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域 (本則及び次表において「深江駅南地区地区整備計画区域」という。)	(71)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画深江駅南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域 (次表において「深江駅南地区地区整備計画区域」という。)
[略]	[略]	[略]	[略]
(87)	[略]	(87)	[略]
(88)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された王子公園地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域 (本則及び次表において「王子公園地区地区整備計画区域」という。)		
(2) [略]		(2) [略]	

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前							
別表第2（第22条—第27条の2、第29条関係）					別表第2（第22条—第27条の2、第29条関係）							
(1) 地区計画の区域内の制限					(1) 地区計画の区域内の制限							
	計画区域	(ア)		(イ)			計画区域	(ア)		(イ)		
		計画地区 の区分	制限		制限の種類			制限の内容		計画地区 の区分	制限	
			制限の種類	制限の内容				制限の種類	制限の内容			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
(83)	北鈴蘭台	[略]	[略]	[略]	[略]	(83)	北鈴蘭台	[略]	[略]	[略]		
	駅西地区 地区整備 計画区域	駅前地区	[略]	[略]	[略]		駅西地区 地区整備 計画区域	駅前地区	[略]	[略]		
		沿道利用 地区	建築物の用 途の制限	法別表第2(イ)項第1号から第3号ま で、第5号及び第7号に掲げる建築物								
		生活支援 地区	建築物の用 途の制限	法別表第2(イ)項第1号、第2号、第 5号及び第7号に掲げる建築物								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
(87)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(87)	[略]	[略]	[略]	[略]		
(88)	王子公園 地区地区 整備計画 区域	教育・研 究地区	建築物の用 途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 大学及び高等専門学校 (2) 前号の建築物に附属するもの								
			壁面の位置 の制限	(1) 建築物の外壁等の面から道路境界 線までの距離は、5メートル以上と すること。 (2) (1)の基準に満たない距離にある 建築物等の床面積の合計が10平方メ ートル以下である場合においては、 (1)の基準は、当該建築物等の外壁 等の面には適用しない。								

備考 [略]

(2) [略]

備考 [略]

(2) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第6号

神戸市空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 市民等からの情報提供及び調査の実施等（第5条一第 <u>9</u> 条）	第2章 市民等からの情報提供及び調査の実施等（第5条一第 <u>10</u> 条）
第3章 措置の実施等（第 <u>10</u> 条一第17条）	第3章 措置の実施等（第 <u>11</u> 条一第17条）
第4章、第5章 [略]	第4章、第5章 [略]
附則 (定義)	附則 (定義)

第2条 この条例において「空家等」、
「特定空家等」又は「管理不全空家等」とは、それぞれ法第2条第1項、
第2項又は第13条第1項に規定する
空家等、特定空家等又は管理不全空家等をいう。

2 [略]

3 この条例において「管理不全類似空家等」とは、類似空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定類似空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる類似空家等をいう。

4、5 [略]

6 この条例において「管理不全空地等」とは、空地等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空地等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空地等をいう。

7 [略]

(所有者等の管理義務等)

第3条 [略]

2 所有者等は、市が実施する空家等、類似空家等又は空地等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2条 この条例において「空家等」又は「特定空家等」とは、それぞれ法第2条第1項又は第2項に規定する空家等又は特定空家等をいう。

2 [略]

3、4 [略]

5 [略]

(所有者等の管理義務)

第3条 [略]

3 [略]

(市長、市民及び事業者の責務)

第4条 [略]

2 市長は、管理不全空家等、特定空家等、管理不全類似空家等、特定類似空家等、管理不全空地等又は特定空地等の所有者等による適切な管理の促進を図るために必要な措置を講じるものとする。

3～5 [略]

(立入調査等)

第5条 [略]

2 市長は、第11条から第14条までの規定の施行に必要な限度において、類似空家等若しくは空地等の所有者等に対し、当該類似空家等若しくは当該空地等に関する事項に関し報告させ、又は当該職員若しくはその委任した者に、類似空家等若しくは空地等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3～5 [略]

(データベースの整備等)

第7条 市長は、管理不全空家等、特定空家等、管理不全類似空家等、特定類似空家等、管理不全空地等及び特定空地等に関するデータベースの整備

2 [略]

(市長、市民及び事業者の責務)

第4条 [略]

2 市長は、特定空家等、特定類似空家等又は特定空地等の所有者等による適切な管理の促進を図るために必要な措置を講じるものとする。

3～5 [略]

(立入調査等)

第5条 [略]

2 市長は、第11条から第14条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、類似空家等又は空地等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3～5 [略]

(データベースの整備等)

第7条 市長は、特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等に関するデータベースの整備その他これらに関する正確な情報を把握するために必要

その他これらに関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 [略]

2 市長は、法第10条第3項の規定に基づく提供又は前項の規定に基づく協力を得るために、次に掲げる情報を提供することができる。

(1) [略]

(2) 法第13条第1項の規定による指導の内容又は同条第2項の規定による勧告の内容

(3) 法第22条第1項の規定による助言若しくは指導の内容又は同条第2項の規定による勧告の内容

(4) [略]

(5) 次条第1項の規定による指導の内容及び同条第2項の規定による勧告の内容

(6) [略]

な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 [略]

2 市長は、法第10条第3項の規定に基づく提供又は前項の規定に基づく協力を得るために、次に掲げる情報を提供することができる。

(1) [略]

(2) 法第14条第1項の規定による助言若しくは指導の内容又は同条第2項の規定による勧告の内容

(3) [略]

(4) [略]

(財産管理人の選任の申立て)

第10条 市長は、法又はこの条例の施行のために必要と認めるときは、相続財産管理人又は不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てるものとする。

第3章 措置の実施等

(管理不全類似空家等又は管理不全空地等の所有者等に対する指導及び勧告)

第10条 市長は、管理不全類似空家等又は管理不全空地等の所有者等に対し、管理不全類似空家等又は管理不全空地等が特定類似空家等又は特定空地等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全類似空家等又は当該管理不全空地等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定類似空家等又は特定空地等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全類似空家等又は当該管理不全空地等が特定類似空家等又は特定空地等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(特定類似空家等又は特定空地等の所有者等に対する助言又は指導及び勧告)

第3章 措置の実施等

(助言又は指導及び勧告)

第11条 [略]

(勧告に係る意見陳述及び届出)

第12条 市長は、法第13条第2項又は法第22条第2項の勧告を行おうとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

2 法第13条第2項又は法第22条第2項の勧告を受けた者が当該管理不全空家等又は特定空家等の状態を改善したときには、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(公表)

第13条 市長は、法第22条第2項又は第11条第2項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(命令)

第14条 [略]

2～6 [略]

7 市長は、第1項の規定による命令をした場合においては、法第22条第

第11条 [略]

(勧告に係る意見陳述及び届出)

第12条 市長は、法第14条第2項の勧告を行おうとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

2 法第14条第2項の勧告を受けた者が当該特定空家等の状態を改善したときには、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(公表)

第13条 市長は、法第14条第2項又は第11条第2項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(命令)

第14条 [略]

2～6 [略]

7 市長は、第1項の規定による命令をした場合においては、法第14条第

13項の例によりその旨を公示しなければならない。

(技術的援助等)

第19条 市長は、法第13条第1項若しくは第10条第1項の指導、法第22条第1項の助言若しくは指導又は第11条第1項の助言若しくは指導に従って管理不全空家等、特定空家等、管理不全類似空家等、特定類似空家等、管理不全空地等又は特定空地等の所有者等が必要な措置その他の措置をとろうとする場合において、必要な技術的援助を行い、又はこれに要する経費の一部を助成することができる。

2 [略]

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料に処する。

(1) 法第22条第13項の規定により設置した標識を毀損した者

(2) 第5条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) [略]

11項の例によりその旨を公示しなければならない。

(技術的援助等)

第19条 市長は、法第14条第1項の助言若しくは指導又は第11条第1項の助言若しくは指導に従って特定空家等、特定類似空家等又は特定空地等の所有者等が必要な措置その他の措置をとろうとする場合において、必要な技術的援助を行い、又はこれに要する経費の一部を助成することができる。

2 [略]

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料に処する。

(1) 法第14条第11項の規定により設置した標識を毀損した者

(2) 第5条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(3) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。